長与町監査委員告示第３号

長与町職員措置請求に係る監査結果

令和７年３月２４日

長与町監査委員　　岩　本　　健
長与町監査委員　　松　林　　敏

地方自治法第２４２条第１項の規定により令和７年１月３０日付で提出された長与町職員措置請求（６長与監第１０４号）について、同条第５項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

本件監査結果を下記縦覧場所において縦覧することができます。

縦覧場所

長与町役場１階　町民ホール

長与町職員措置請求に係る監査結果

（令和７年１月３０日請求）

長与町監査委員

第１　監査の請求

１　請求人

住　所　（省略）
氏　名　（省略）（個人）

２　請求書の提出

令和７年１月３０日（郵便到達日）

３　請求の要旨

提出された請求の内容及び求める措置は次のとおりである（以下、原文のとおり）

請求者は、情報公開請求で被請求人の令和六年一年間の交際費「税金（公金)」出納帳（以下「出納帳」と記す）を取得した。
よって、それらを「事実証明書」として添付する。

「出納帳」によると被請求者は、令和６年２月３日に自民党長与支部主催の「自民党長与支部総会」に交際費「税金（公金)」から「御祝」として１０，０００円支出した。これは財務会計上違法な支出である。また、特定の政党に交際費「税金（公金)」支出するのは当然ながら違法である。

ここからが本請求の核心と思われて結構である。
請求者（私）の名前見たら「また、こいつかア」と２人の監査委員や裏にいる同じく二人の顧問弁護士は嫌な顔するだろう。
でも二人の顧問弁護士は安心してください！前回の措置請求は、あなた方の力量測るために出しただけですから。棄却されるのが前提でした。いわば、小手調べ。但し、その間に情報公開請求したら
「自民党長与支部総会」への交際費「税金（公金)」というとんでもない書類を手に入れました。
今回は、監査委員から棄却されても行政訴訟の第４号訴訟で地方裁判所に提訴する。費用は行政訴訟だから金額の無い訴訟で印紙一万六千円、それと予納切手代五千円で提訴できる。私は弁護士無しで、提訴や裁判出来る。
裁判になったら私が長崎県庁時代は結構裁判担当していたので、３０年前の弁護士着手費用五十万円、成功報酬五十万だった。今は、弁護士多過ぎるからかなり安いかな？

真面目に問う

１　請求者が令和６年１０月１１日付けで提出した町長　吉田慎一　長与町職員措置請求に対して、長与町監査委員は令和６年１２月３日付けで監査結果を出してる。

その監査結果報告書７頁下段１３行辺りから読むと『特定の政党や議員等等の政治活動を支援するような金銭の交付とは認められない』とある。

今回は前回のような「長崎政経セミナー」のような言い訳が通用しないのは、監査委員や顧問弁護士以外の誰でも判る。

前回の監査結果報告書との整合性を真剣に問う。

もちろん、前回の監査結果報告書及び今回出るであろう監査結果報告書は次に備える行政訴訟第４号の証拠書類等に活用することは言うまでもない。

はっきり特定の政党「自民党長与支部総会」に、交際費「税金（公金)」支出とあるから。

特定の政党に公金を支出した事例があり、裁判で妥当と認められた判例があれば得意だろうから紹介して貰いたい。

２　長与町における自民党の現状（悲惨さ）

１　長与町町議会１６名のうち自民党所属は１名のみ

２　長与町出身の県会議員も国会議員もいない

３　令和６年の衆議院議員の比例区有効投票一万八千票のうち自民党は僅か六千票弱。つまり四割に満たない。

そこで、請求する措置は

一つ目は、当然ながら違法な支出を全て返還させること

二つ目は、刑事告発すること

三つめは、一般職員なら懲戒免職処分だが町長にはそれが無いので辞職勧告すること

４　事実証明書

交際費現金出納帳（令和５年度）

第２　請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条に規定する要件を具備しているものと認め、令和７年２月４日に受理した。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

本件請求の対象としている交際費の支出が、地方自治法第２４２条第１項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるかについて監査対象とした。

２　指定された職員

長与町長

３　監査対象部署

総務部秘書広報課

４　証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第２４２条第７項の規定に基づき、令和７年２月２０日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、請求人からの希望により陳述に替えて、令和７年２月１２日付「長与町職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述について」が提出され、陳述は行われなかった。

５　関係職員調査

総務部秘書広報課を対象として、令和７年２月２０日に監査を実施し、関係職員から本件請求に係る交際費支出の事実確認及び、陳述の聴取を行った。

主な内容は次のとおりである。

（１）交際費について

交際費とは、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である」（昭和２８年７月１日付け自行行発第２００号千葉県総務部長宛て行政課長回答）とされている。

（２）交際費の支出について

交際費の支出は、交際を行う町長等の職務上必要な経費として、予算額は長与町議会において議決され、その支出は長与町財務規則及び長与町交際費支出基準に基づき行っている。

長与町交際費支出基準においては、支出区分及び支出内容に応じて支出額を定めており、今回の請求において指摘を受けた「御祝」は、「各種団体による総会、各種大会等に対するお祝いで、飲食が伴うもの」として、１万円を支出している。

（３）指摘事項について

自民党長与支部総会への支出について

本件総会は、主催者から長与町長及び長与町副町長として招待を受けたこと、本件総会出席者との間で町政に関する意見交換を行うことが期待できることも考慮すれば、本件総会に出席し、総会後に開催された懇親会の実費相当額を町長交際費から支出することは、社会的儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されるものである。

また、本件支出は長与町交際費支出基準に従い、出席者２人分の飲食実費相当額を支出しているものであり、特定の政党を経済的に支援するような金銭の寄附ではない。

第４　監査の結果

１　事実関係の確認

長与町長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等は秘書広報課において管理され、1件ごとに行事内容の確認、町長のスケジュール、過去における対応、出席する場合の会費の金額等を確認したうえで対応していることを確認した。

２　判断

交際費とは、行政実例（昭和２８年７月１日自行行発第２００号千葉県総務部長あて行政課長回答）では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」とされている。

したがって、町長交際費は町長等が町政の円滑な運営を図るため、各種団体等との交際上必要な経費であり、本件もその趣旨に沿って支出されるべきものであるといえる。

交際費について、平成１８年１２月１日判決、最高裁判所の判例において、次のとおり判示されている。

「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである（最高裁昭和３８年（オ）第４９号同３９年７月１４日第三小法廷判決・民集１８巻６号１１３３頁，最高裁昭和６１年（行ツ）第１４４号平成元年９月５日第三小法廷判決・裁判集民事１５７号４１９頁，最高裁平成１４年（行ヒ）第４６号同１５年３月２７日第一小法廷判決・裁判集民事２０９号３３５頁参照）。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法１条の２第１項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもって

されるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである（前掲平成元年９月５日第三小法廷判決参照）。」

また、東京地方裁判所、平成１５年１月１６日判決においては、次のとおり判示されている。

「地方公共団体も、実在する一つの社会活動主体として、外部の者との間で交際を行い、その交際に伴う経費を支出することを要する場合があることは否定できず、このような場合、当該地方公共団体の公金から交際費として支払を行うことも、それが社会通念上相当な範囲内のものである限り、許容されているというべきである。」

以上を踏まえて、本件請求において請求人の主張している件について判断する。

（１）自民党長与支部主催の「自民党長与支部総会」に交際費から「御祝」として支出したことは財務会計上違法な支出であるとの請求人の主張について

第３の５（３）のとおり、本件総会は、主催者より長与町長及び長与町副町長として招待を受け出席した。総会後に懇親会が開催されており、この御祝は飲食を伴うものとして交際費支出基準に基づき支出されている。

平成１５年１月１６日東京地裁の判決において、区長が国政、都政報告会へ出席した事例について、「国政及び都政と区政が密接に関連を有しており、他の出席者との間で区政に関する有益な意見や情報の交換も期待することができることに照らせば、上記各会合に出席することが区政の執行上必要のないものとはいえず、上記各会合が特定の議員を支援する趣旨で開かれたものであるとしても、被告としては、特定の政党の議員の会合に偏らない形で出席していることが窺われること等を考慮すれば、上記各会合への出席が専ら特定の議員等を支援する目的で行われた交際であるとまではいうことができない。

また、上記各会合に出席した際における上記各支払が、上記各会合の開催場所等に

照らし、いずれも上記各会合で提供された飲食１人分の実費程度ないしそれ以下の額に相当し、社会通念上の儀礼の範囲の金額にとどまるものであって、特定の議員等の政治活動を経済的に支援するような金銭の交付と認められないことからすれば、上記各支払が、区長による交際費の支払として、社会通念上許容される範囲を超えたものであるということはできない。」と判示されている。

以上を踏まえると、本件における自民党長与支部総会の御祝については、総会後の懇親会の実費相当額である事を鑑みれば、令和６年１０月１１日に請求のあった長与町職員措置請求に係る監査結果の第４の２（２）においても述べているように、開催場所の状況や食事の提供がある事を考慮すれば妥当な額であり、特定の政党や議員等の政治活動を支援するような金銭の交付とまでは認められない。また、他の出席者との町政に関する意見交換や情報交換の場となり得ることを鑑みれば、社会通念上許容される範囲内のものと解する。

よって、本件における交際費の支出は、支出基準に則っており、判例と照らしても妥当であることから違法な支出ではないと判断する。

３　結論

本件請求について監査した結果、本件請求に係る支出に違法・不当なものは認められない。従って、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。